

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
<p>・観音寺市 ・株式会社空撮技研 ・KamomeAirプロジェクト</p>	<p>「KAMOME(カモメ)プロジェクト」無人輸送機(ドローン技術)応用による下記分野の研究開発 ・防災/救命 ・医薬品輸送 ・貨物輸送</p>	<p>香川県・瀬戸内海 ・瀬戸内海の離島(燧灘・備讃瀬戸・塩飽諸島エリア) ・山間部エリア</p>	<p>○防災/救命 災害発生時における、偵察・災害対策に活用できるシステムの構築を目指す。</p> <p>○貨物輸送 瀬戸内海の島しょ地域で生活する住民へ、小口の貨物を輸送する(買物支援) 瀬戸内海を航行する船に対して、小口の貨物を輸送する。 瀬戸内海における海難事故発生時に、救護物資(救命浮環・救命胴衣)を輸送・投入する。 島嶼部の医療機関、緊急医療物資・検体(血液・血清・医薬品)、AEDを輸送する。 遠隔・へき地医療と組み合わせ、軽微な症状に対する医薬品を運搬する。 (*2015年1月18日に、本邦初となる輸送実験を行い、成功実績あり。)</p>	<p>○防災/救命 救命率を上げることができる。 海難事故による死亡事故数低減。</p> <p>○貨物輸送 小型無人機による定期貨物輸送網がもたらす、島しょ地域の生活レベル改善→移住者増による地域活性化。今後、高齢化が進むと想定される、島しょ地域における必要物資、医薬品・緊急物資等の安定供給、買物支援システムの実現。</p>	<p>電波法(テレメトリ・誘導装置、映像伝送装置、トランスポンダ) 無人機を安全に運用するための上記装置が日本国内において利用できない、または、電波発信が制限を受けている。</p>	<p>電波法施行規則第4条第12号</p>	<p>特定エリアにおいて、携帯電話端末/PocketWiFi等(技適取得済)の飛行体への搭載を許可する。</p>
			<p>無線設備規則第49条の20第1号ホ(2)</p>	<p>5.8GHz、2.4GHzなどの微弱無線で、パラボラ指向性を持った場合には、10mWを超える出力の利用を可能とする。</p>			
			<p>電波法第38条</p>	<p>433MHz帯/915MHz帯において、技術基準適合証明を受けていない機器でも利用を許可する。</p>			